

「植物防疫事業実施要領の運用について」により警報、注意報及び特殊報が発表された
場合のぎふクリーン農業栽培基準の取り扱いの運用

(平成14年10月24日付け農水第478号農林水産局長通達)
一部改正 平成15年 4月 1日付け農水第 7号農林水産局長通達
一部改正 平成15年 8月20日付け農水第308号農林水産局長通達
一部改正 平成16年 4月 1日付け農水第 5号農林水産局長通達
一部改正 平成17年10月17日付け農技第17号農政部長通達
一部改正 平成18年 4月 3日付け農技第21号農政部長通達
一部改正 平成22年 4月 1日付け農技第31号農政部長通達

(趣旨)

第1 この運用は、ぎふクリーン農業表示要綱（以下「要綱」という。）及びぎふクリーン農業表示実施要領（以下「要領」という。）第2条で定める別記1の4の（5）のイの（エ）、別記2の4の（4）のイの（ウ）及び別記3の4の（5）のイの（エ）に定めるもののほか、この運用の定めるところによる。

(対象品目)

第2 対象となる品目は、警報、注意報及び特殊報に記載された有害動植物の対象となる品目とする。

(対象となる化学合成農薬)

第3 警報、注意報及び特殊報に記載された有害動植物の防除のための化学合成農薬とする。

(期間)

第4 第2の対象品目の収穫終了時までの期間とし、次回の作付けには適用しないものとする。

(周知及び指導)

第5 警報、注意報及び特殊報が発表された場合は、該当する要綱第7条第2項の規定により生産登録の通知を受けた者へは、農林事務所から通知及び指導を行うものとする。

(参考様式1)

第 号
平成 年 月 日

農林事務所長 様

農政部長

ぎふクリーン農業栽培基準の使用可能な化学合成農薬の延べ有効成分数
の変更について

このことについて、平成〇〇年〇〇月〇〇日に平成〇〇年度病害虫発生予察〇〇〇報
第〇号が発表されましたので、ぎふクリーン農業表示実施要領第2条で定める別記1の
4の(5)のオ、別記2の4の(4)のオ及び別記3の4の(5)のオに基づき、下記
のとおり変更します。

つきましては、該当するぎふクリーン農業表示要綱第7条第2項の規定により生産登
録の通知を受けた者へは、貴職から通知及び指導をお願いします。

記

1 対象品目

品目名	区分

2 使用可能な化学合成農薬延べ有効成分数

現行使用基準	変更後使用基準
〇回	〇回 ただし、対象品目の収穫終了時までの期間とし、1 回分については、有害動植物の防除のための化学合成 農薬とする。